

大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、東日本大震災からの復興に関する諸施策について調査・検討するため、令和5年12月19日に設置され、付議事件「大震災復興に関する諸施策について」を受け、調査活動を行った。

1 はじめに

本委員会は、県議会として、東日本大震災の発災以降、これまでの積極的な調査特別委員会活動を継続しつつ、刻々と変化する被災地の状況に即応し、的確な実態把握を行うとともに、時宜を得た要望・要請活動等を行っていくものとし、特に次の2項目を重点活動等とした。

- (1) 被災市町の復旧・復興状況の調査及び国等への要望・要請活動に重点的に取り組むこと。
- (2) 東日本大震災からの復旧・復興の完遂に向けて、現状の課題を整理するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する諸問題をはじめ、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題に対して積極的に調査を行うこと。

以上のことを踏まえ、県関係部局から復興の進捗状況等を聴取するとともに、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から参考人を招致して意見を聴取した。また、県内の現状と課題を把握するため、沿岸被災自治体1市2町、仙台reborn株式会社、公益社団法人3.11メモリアルネットワーク、宮城県漁業協同組合、日門漁港、気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館、公益社団法人宮城県精神保健福祉

協会みやぎ心のケアセンター及び宮城県多賀城高等学校において調査を実施した。さらに、他県の事例を参考にするため、兵庫県において、阪神・淡路大震災後の取組などについて調査を行った。これらの調査活動で把握した課題等をまとめ、国等への要望活動や意見交換を行った。

その概要は、次のとおりである。

2 参考人意見聴取

令和6年4月17日（東京電力フェロー 新妻 常正氏ほか4人）

新妻氏ほか4人は、原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水の現状と対策、多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の現状と今後の取組等について、次のように述べた。

（1）原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況

漁業関係に対する賠償金額は、総額約269億円であり、昨年度と比べ約26億円増加している。農林業は、総額約363億円であり、昨年度と比べ約1億円増加している。現在でも一部の品目において出荷制限等が継続しており、出荷制限指示等による営業損害及び検査費用等の追加的な費用について賠償をしている。商工業は、総額約380億円である。昨年度と比べ約4億円増加しており、政府等の指示により実施している放射線測定検査費用等についても賠償している。地方公共団体に対する賠償は、総額約75億円であり、昨年度と比べ約3億円増加している。事故により負担を余儀なくされている追加的な費用や、被害を受けた方への支援に要した費用は、公共的な賠償として現在も実施している。このほか、丸森町において対象となる自主的避難等に係る費用は、追加賠償を実施している。

処理水放出に伴う賠償について、県内における申出の多くは、一部の国・地域による日本産水産物の禁

輸措置に関連する被害であり、対象品目はホタテ、ナマコが多い状況である。この被害に対する賠償の進め方について、水産加工業などの事業者に対しては、令和5年11月から請求書の発送を開始し、事業者ごとに事情を伺い、対応している。一方、漁業などの生産者については、漁業協同組合の協力により、一括して賠償請求を受けている状況にある。請求に当たっては、説明会や相談会を開催しているほか、事業者へ戸別訪問し、請求書の作成支援を実施している。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水の現状と対策

使用済燃料プールからの燃料取出しは、1号機から4号機までのうち、3号機及び4号機は完了している。現在、1号機は、瓦礫撤去のため、原子炉建屋を覆う大型カバーの設置作業を進めており、瓦礫撤去後、燃料取出しに着手する計画である。大型カバーの設置作業は令和7年度夏頃の完了を見通している。2号機は、燃料取出し用構台設置に向け、前室外装材設置を実施しており、燃料取出しは令和6年度から令和8年度に開始予定である。また、燃料デブリの取出しは、2号機を初めとして、遅くとも本年10月頃の試験的取出し着手を見込んでいる。

汚染水については、サブドレンやフェーシングなどの対策により、発生量の減少に取り組んでいる。

(3) 処理水の現状と今後の取組等

放出期間中、日々モニタリングを実施し、トリチウム濃度に放出停止レベルに至るような変動は確認されていない。海洋放出開始後、これまで海域モニタリングで確認されたトリチウム濃度は、日本全国の海水モニタリングにおける過去の観測と変わらないレベルであったことが確認されている。また、本年度は7回の放出を計画しており、引き続きモニタリングの結果等を公表していく。

3 県内調査

本委員会は、令和6年5月13日、14日及び15日に県内調査を実施した。

被災地域における東日本大震災からの復旧・復興に係る課題を把握するため、沿岸被災自治体等において概要説明を受けたほか、意見交換や現地調査を行った。その実施状況は、次のとおりである。

- (1) 5月13日 山元町、仙台reborn株式会社（仙台市）、松島町
- (2) 5月14日 東松島市、公益社団法人3.11メモリアルネットワーク（石巻市）、宮城県漁業協同組合（石巻市）
- (3) 5月15日 日門漁港（気仙沼市）、気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館（気仙沼市）、公益社団法人宮城県精神保健福祉協会みやぎ心のケアセンター気仙沼地域センター（気仙沼市）、宮城県多賀城高等学校（多賀城市）

これらの調査時における、調査先の方々の主な発言は次のとおりである。

イ 震災伝承について

次世代への教訓伝承が重要であり、語り部活動に対する理解や支援が必要である。人の命と暮らしを守るため、震災伝承のほかにも、ボランティア活動や学校等との連携を通して、人材育成に取り組んでいる。今後の課題として、命を守るための住民避難を促す抜本的なソフト対策、伝承団体等の環境整備及び伝承や防災を長期的に担う専門人材の育成が挙げられる。

岩手県・福島県・宮城県の東北被災3県の各県が運営する伝承施設の中で、最大被災地である本県の利用者が著しく少なく、また、利用者数が伸び悩んでいる残念な状況が続いている。施設についても、修学旅行等の団体利用者が訪れた際に、伝承者と相互に意見交換ができる会議室等がないなどの大きな課題があり、加えて伝承者、伝承団体等に係る財政支援措置の継続性など、解決すべき課題は大きい。

ロ 心のケアについて

長い時間をかけて寄り添うことや、同じ経験をしている人と会い、当時のことやこれまで頑張ってきたことを話す場がとても大事である。防災集団移転等による新たな生活環境において、被災者が抱える負担は多種多様化しており、震災により負った心の傷の回復経過も様々であることから、長期的な支援が必要となっている。被災者の孤立防止のための見守り活動やコミュニティーの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援策を継続的、安定的に実施していく必要がある。

被災地においては、子供から高齢者までの幅広い年代に対して、継続的な支援を実施している。精神保健に関し、保健師の専門性は非常に高いが、保健師だけではなく、精神保健福祉士や心理職の職員も市町において確保しながら、地域ケアを行っていけるようにすることが今後の課題である。

ハ 原発事故と処理水の海洋放出に起因する被害について

処理水の海洋放出に伴い、一部の国・地域による日本産水産物の禁輸措置の影響により、生産者は原価割れでの販売を余儀なくされ、地域によっては出荷が滞り、買い受ける業者がいなくなるなど、本県の水産業に対して多大な影響が及んでいる。漁業の存続は厳しい状況にあり、将来の担い手も安心して操業を継続できる体制整備に取り組む必要がある。

ニ 移転元地の活用について

震災前のにぎわいを取り戻すため、本当の意味での復興を目指している。地元の声を聞き、共に歩む姿勢が大事である。

移転元地の活用に当たり、景観の向上や維持管理費の削減のため、民間活力等も導入し、様々な利活用を検討している。地域活性化、産業及び観光の振興を図ることを目的とし、果樹栽培等による6次産業化や働く場所の確保による新たな雇用の創出、多様な人材育成と雇用促進等による交流人口の拡大に取り組

んでいる。市有地や民有地が混在しているところをどのように整理していくかが今後の課題である。

今、こうした課題を解決していかなければ、今後将来にわたって土地利用が困難になることが明白であり、規制緩和や支援措置が必要である。

4 県外調査

本委員会は、令和6年7月22日に兵庫県において県外調査を実施した。

兵庫県からは、災害復興公営住宅の現状と課題及び震災後の防災力向上について説明を受けた。

(1) 災害復興公営住宅の現状と課題

兵庫県の災害復興公営住宅は、高齢者向け住宅を多く整備し、また、入居者間において良好なコミュニケーションが図られるよう配慮した。

これまでの取組については、復興10年の総括として検証がなされている。主な成果としては、公営住宅等の早期大量供給、全住戸バリアフリー仕様の採用、入居者の一元募集、特定入居・暫定入居制度、被災高齢者等に対する優先入居措置、応益応能性を重視した家賃低減化対策、高齢者居住支援等の実施等が挙げられた。一方、課題としては、的確な需要予測、入居者構成のバランスの確保、団地自治会による共同管理機能の強化、居住者間の相互扶助体制の構築、居住者構成の再編等が挙げられた。

兵庫県の災害復興公営住宅は、入居者の高齢化が進み、高齢化率は実に70%を超えている。また、人口・世帯数の減少と施設の老朽化が進んでおり、計画的な建て替えや集約、福祉部局等との連携による支援、県営住宅の入居要件の緩和等に取り組んでいるとの説明があった。

(2) 震災後の防災力向上について

兵庫県における阪神・淡路大震災の教訓として、特に防災力向上に取り組んできた。災害に対する備え、

初動体制、地域防災力、防災関係機関相互の連携及び災害に強いまちづくりが大切である。

災害に対する備えとして、担当職員体制の強化を行ったほか、「防災監」という職種を設置したことにより、部局横断で各部局長に指示を行うことができ、災害発生時の指揮命令系統が確立された。初動体制としては、24時間監視即応体制を構築しているほか、「フェニックス防災システム」により被害情報の報告・収集、被害予測、タイムラインの作成・管理等を行っている。さらに、災害に即応できる「災害対策センター」を県庁に整備し、発災後、直ちに県の災害対策活動の中核機能を担う「災害対策本部」が展開配備できる施設を整備した。地域防災力については、消防団の充実強化や自主防災組織の活性化を図っている。防災関係機関相互の連携については、民間企業等との協定締結のほか、地方公共団体間の連携を重視しており、平成22年に設立された関西広域連合は、東日本大震災において、全国に先駆けてカウンターパート方式による支援を行った。災害に強いまちづくりとしては、災害に備えたインフラを整備する必要がある。

より良い復興、「Build Back Better」の理念を世界に広めていくとの説明があった。

5 要望（要請）活動

（1）復興大臣に対する要望活動

本委員会は、東日本大震災からの復旧・復興対策について、参考人意見聴取や県内調査を実施し、課題の把握に努めてきたところである。これらを整理し「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を調製し、その実現のため、令和6年7月23日に高木宏壽復興副大臣に面会し、要望活動を実施した。

要望事項については、次のとおりである。

- イ 東日本大震災復興関連予算の確実な措置
- ロ 原発事故の損害賠償に対する支援

- ハ 福島第一原子力発電所に係る処理水対応・廃炉等の措置
- ニ 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発
- ホ 放射能に汚染された廃棄物の処理及び除染土壌等の処分
- ヘ 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援
- ト 巨大災害に備える「防災省（仮称）」の創設
- チ 「防災教育と災害伝承の日」の制定と施設の充実
- リ 産業・なりわいの復興に向けた支援
- ヌ 被災者支援の継続
- ル 移転元地の利活用の促進
- ヲ 災害援護資金の償還期限の柔軟な措置と償還免除に伴う財政支援
- ワ 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置
- カ 被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源確保

このうち、「イ 東日本大震災復興関連予算の確実な措置」、「ロ 原発事故の損害賠償に対する支援」及び「ト 巨大災害に備える「防災省（仮称）」の創設」を重点要望項目とした。

1点目の「イ 東日本大震災復興関連予算の確実な措置」については、被災地の復興完了に向けた取組を確実に進めるため、コミュニティーの再生や見守り活動等、本格的な自立につながる事業等に対する特例的な措置に対しては、東日本大震災から15年の年限で全面的に廃止することなく、引き続き必要な財政措置を講ずるよう要望した。

2点目の「ロ 原発事故の損害賠償に対する支援」については、被害者の立場に立ち、十分かつ迅速な賠償を継続的に行うこと及び過度な立証等、負担を強いることのないようにすることについて、東京電力

に対し強く指導するよう要望した。また、今回の水産業関連で発生した処理水放出にかかる実害は、国の外交政策にも関連があることから、国が前面に立ち、引き続き主体性や責任を持って、セーフティネットの仕組み等をつくり、多様な措置を講ずるよう要望した。

3点目の「ト 巨大災害に備える「防災省（仮称）」の創設」については、国において、過去の災害における経験や蓄積された情報を生かし、災害への備えから復旧・復興までを担う「防災省（仮称）」を創設し、次なる災害に備える制度の改善を進めることを要望した。

これに対して、高木宏壽復興副大臣から、次のような発言があった。

まず、1点目の「イ 東日本大震災復興関連予算の確実な措置」について、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、地震・津波被災地域は、令和7年度までの第2期復興・創生期間に、復興事業がその役割を全うすることを目指すとしている。被災から13年が経過し、復興は着実に進捗しているが、心のケアなどの被災者支援の課題も残っている。長期的な対応が必要になるものもあることから、第2期復興・創生期間が終わる時期に当たり、政府全体の施策の総合的な活用も含め、検討していく必要があると考えている。被災者支援等の今後の在り方について、自治体の意見等も伺いながら、引き続き検討を続けていきたい。

次に、2点目の「ロ 原発事故の損害賠償に対する支援」について、東京電力が賠償を実施するに当たり、個別の事情をよく伺い、丁寧な対応を行うことが重要である。必要に応じ、東京電力に対して適切に指導を行うよう、経済産業省に求めている。次に、処理水放出に伴い、中国等が日本産水産物の輸入を停止していることは、科学的根拠に基づかない規制であり、決して認められるものではない。今、政府一丸となって即時撤廃を働きかけている。また、関係省庁が連携し、輸出先の多角化等の支援を行っている。処理水放出の対応については、政府として、処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むこ

ととしており、引き続きしっかり取り組んでいく。

そして、3点目の「ト 巨大災害に備える「防災省（仮称）」の創設」について、災害対応の組織の在り方については、組織構成にかかわらず、関係省庁が互いに緊密に連携することが重要であると考えている。防災体制の充実強化は非常に重要な課題であり、引き続き東日本大震災からの復興の過程で蓄積されたノウハウを関係行政機関等と共有するなど、我が国の防災力の向上に寄与していきたい。

（2）経済産業大臣に対する要望活動

本委員会は、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要望書」を調製し、その実現のため、令和6年7月23日に要望活動を実施した。

要望事項については、次のとおりである。

- イ 原発事故と処理水の海洋放出に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施
- ロ 処理水の海洋放出に伴う賠償及び賠償請求手続の抜本的な改善
- ハ 福島第一原子力発電所に係る処理水対応・廃炉等の措置
- ニ 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

このうち、「イ 原発事故と処理水の海洋放出に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施」、「ロ 処理水の海洋放出に伴う賠償及び賠償請求手続の抜本的な改善」及び「ハ 福島第一原子力発電所に係る処理水対応・廃炉等の措置」を重点要望項目とした。

1点目の「イ 原発事故と処理水の海洋放出に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施」について、国は、東京電力に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害者の立場に立ち、十分かつ迅速な賠償を継続的に行うとともに、過

度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導するよう要望した。特に、処理水の処分については、一部の国・地域による日本産水産物の禁輸措置により、県内の水産業や水産加工業等に甚大な実害が発生している。国が前面に立ち、引き続き主体性や責任を持って、セーフティーネットの仕組み等をつくり、多様な措置を講ずるよう要望した。

2点目の「ロ 処理水の海洋放出に伴う賠償及び賠償請求手続の抜本的な改善」について、生産者、事業者は、賠償請求を事前に想定しておらず、証憑類の準備には多大な時間と労力を要し、大変苦慮していることから、請求手続の抜本的な改善を図るよう、東京電力に対し指導を徹底するよう要望した。

3点目の「ハ 福島第一原子力発電所に係る処理水対応・廃炉等の措置」について、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援に加え、正確な情報を迅速かつ分かりやすく、そして丁寧に説明し、万が一にも事故や被害が発生しないよう指導・監督し、万全な管理体制が構築されるよう要望した。

これに対して、経済産業省から、次のような発言があった。

まず、1点目の「イ 原発事故と処理水の海洋放出に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施」について、迅速に賠償を進めるよう、東京電力に対し適切に指導する。また、一部の国・地域による日本産水産物の禁輸措置は、科学的な根拠に基づかない不当なものであり、即時撤廃するよう求めたい。

2点目の「ロ 処理水の海洋放出に伴う賠償及び賠償請求手続の抜本的な改善」について、統計資料の活用等の指導はしているが、引き続き東京電力とも情報交換する。

3点目の「ハ 福島第一原子力発電所に係る処理水対応・廃炉等の措置」について、「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」の立ち上げによる消費拡大の働きかけのほか、PRイベントの実施等、販売促進に努めている。

(3) 東京電力に対する要請活動

本委員会は、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を調製し、その実現のため、令和6年7月23日に要請活動を実施した。

要請事項については、次のとおりである。

イ 原発事故と処理水の海洋放出に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

(イ) 賠償金の迅速かつ十分な支払について

(ロ) 請求手続の抜本的な改善について

(ハ) 被害の実態に即した損害賠償の実施について

(ニ) 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について

ロ 原発事故の早期完全収束の実現

(イ) 処理水の対策について

(ロ) 処理水の海洋放出と発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について

このうち、「イ（イ）賠償金の迅速かつ十分な支払について」、「イ（ハ）被害の実態に即した損害賠償の実施について」及び「ロ（イ）処理水の対策について」を重点要請項目とした。

1点目、「イ（イ）賠償金の迅速かつ十分な支払について」、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、原発事故に起因する被害が存在する限り、賠償金の迅速かつ十分な支払に向け、社内体制や手続を見直すなど、あらゆる手立てを講じ万全を期すよう要請した。

2点目、「イ（ハ）被害の実態に即した損害賠償の実施について」、損害の実態や、原発事故後に新たに強いられている費用負担を十分に斟酌し、原発事故に起因する被害が存在する限り、その賠償金の支払に

向け、対応するよう要請した。

3点目、「ロ（イ）処理水の対策について」、海洋放出に伴う情報等は、特に速やかに公表するよう要請した。

当該要請項目の内容について、東京電力から次のような回答があった。

まず、「イ（イ）賠償金の迅速かつ十分な支払について」は、「3つの誓い」に基づき、迅速かつ適切な賠償に取り組む。

「イ（ロ）請求手続の抜本的な改善について」は、必要な証憑を準備することが困難な場合、別の証憑で代用するほか、請求者の了解を得た上で、取引先などに連絡して被害の実情を確認するなど、請求者の負担軽減につながるよう努めている。また、本年7月からは、賠償金の支払手続の権限を有する部署の担当者が仙台事務所に駐在し、賠償金の支払いに関する検討や判断をするなど、迅速な対応に努めている。

「イ（ハ）被害の実態に即した損害賠償の実施について」は、請求者が抱えている状況や事情を丁寧に伺い、被害を受けた方々の立場に立った誠実かつきめ細やかな対応に努める。

「イ（ニ）自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について」は、一律的な判断をすることなく、請求項目ごとに事情を伺い、事故と相当因果関係のある損害は、引き続き適切に賠償する。また、新たな借り入れにより金利負担等が発生したとの申し出がある場合は、事情を丁寧に伺い、適切に対応する。

次に、「ロ（イ）処理水の対策について」は、計画に基づく安全確保や科学的根拠に基づく情報発信、放射性物質のモニタリング強化等、政府の基本方針を踏まえた取組を進める。また、県産品の魅力発信・消費拡大を通じた需要創出の取組も継続して進める。

「ロ（ロ）処理水の海洋放出と発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公

表と丁寧な説明について」は、廃炉・汚染水・処理水対策を進めるに当たり、復興と廃炉の両立の大原則の下、安全確保を最優先に、計画的なリスク低減を実施し、トラブル等が発生した場合には、情報を迅速、正確かつ分かりやすく公表するとともに、対策を確実に実施する。

6 総括

本委員会は、県内外における現地調査活動や参考人意見聴取等を通じ、本県における東日本大震災からの復旧・復興に係る様々な課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解消に資するべく、市町や国との意見交換、要望・要請活動等を実施してきた。

東日本大震災の発災から13年以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸部においては、防災集団移転や災害公営住宅の整備など住宅の再建に関する事業はほぼ完了し、被災者の生活再建が進んでいる。

県内の産業については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業をはじめとする各種支援施策が実施され、復興の完遂に向けた歩みが進められてきたが、沿岸部の被害はあまりにも甚大であり、ハード施設の復興後も経営的な支援の継続は不可欠となっている。特に、海岸防潮堤等の復興後、コロナ禍もあり、東日本大震災後やっと再開した海水浴場は観光利用者の回復が著しく遅れ、沿岸部の観光誘客の復興に向けた支援措置が求められている。

一方で、気仙沼市日門地区など復興事業が未完了の3地区については、今も完了時期が示されておらず、明確な完了年次を定め、地域住民に示すことが急務である。

加えて、子供からお年寄りまでの被災者の心のケア、地域コミュニティーの再構築、高齢者の見守り・相談支援や交流の場の確保、震災伝承の取組及び防災集団移転促進事業の移転元地利用、災害援護資金の償還期限の柔軟な措置への要望など、時間の経過に伴って、課題は顕在化・深刻化している状況にあり、令和7年度以

降も被災市町が必要とする財政支援や各種制度の創設を確実に講ずるとともに、制度の運用に当たっては、地域の実態に即した柔軟な対応が求められている。

国は、令和3年4月、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定し、東京電力は、令和5年8月24日から、海洋放出を開始した。

本県の水産業においては、昨年、海洋放出が開始される前から取引停止や価格低下などの実害が発生している状況である。また、海洋放出後は、一部の国・地域による日本産水産物の禁輸措置により、今も価格低下などの影響は深刻な状況となっている。

国と東京電力は、国内外に向けて科学的根拠に基づいた説明と万全のモニタリング体制や第三者による評価など、風評被害を生じさせない万全な対策を実施していくことが必要不可欠である。また、風評被害に対する賠償については、生産者や水産加工事業者等が安心して事業を継続していける環境をつくり、賠償に至るまでの期間の短縮や手続に必要な書類の準備・負担の軽減等、国と東京電力は最後まで責任を持った対応をとる必要がある。

この度、国は、全国的に台風、地震、豪雨等による大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ、「防災庁」の設置を目指し、具体的な設置年次として令和8年度中を目指す考えを明らかにし、大規模災害に備え「専任の大臣を置いて、予算や定員を抜本的に拡充する」との方針を示している。

我が県としても、東日本大震災からの復旧・復興の取組の中で培った伝承の教訓や知見を広く発信し、後世に確実に継承していくことは、被災県として国内外の防災力向上に貢献するためにも重要な視点であり、震災の伝承と記憶の風化防止、津波防災教育への対応について、震災遺構やみやぎ東日本大震災津波伝承館等の整備充実、伝承活動者への積極的な支援等、主体的に十分な施策を講じていくことが強く求められている。

以上のような状況の下、本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきた

が、本県の東日本大震災からの復旧・復興への道のりは今後も続くことから、様々な課題の的確な把握とその解消に向け、本県議会として、継続的に県及び国等への働きかけを行うため、次期においても特別委員会を設置し、本県の復興と広く防災力の向上に資するよう、多岐にわたる課題について、より精緻な調査活動を展開し、本県の本当の意味での復興の完遂と「Build Back Better」を目指し、全力を傾注する必要がある。

以上、今後の本県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、報告とする。

令和6年11月20日

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 高橋宗也

宮城県議会議長 高橋伸二 殿